

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する 木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書(新規)「別記1」について

新規認定申請をされる方へ

宮崎県造林素材生産事業協同組合

合法木材及び木質バイオマスの証明のための認定申請に関して、提出書類の作成上の注意点を記載します。

☆認定申請の受付は、奇数月の10日必着です。

※認定審査会を経て、翌月（偶数月）1日付けで認定書を発行します。

☆申請者欄

「事業者の名称」は、会社名又は個人事業主の場合の屋号を記入してください。

※また、確実に連絡がとれるようにするため、関係者等の連絡先を

「別添3：合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する
木質バイオマスの証明に係る事業者連絡先」に記入してください。

1 創業年、従業員数

創業年：林業、または木材の伐採作業を伴う事業を開始した期日

従業員数：代表者除く人数

2 取り扱う木材・木材製品、間伐材及び発電利用に供する木質バイオマスの取扱 実績量

過去（3年間）の実績量を記入してください。（該当する単位に○）

3 事業所の敷地、建物及び施設の配置状況

見取り図を作成してください。（「事業所・管理地の図面・作成例」参照）

4 GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定

当該認定を含む場合は、「申請する」の箇所にチェック☑を記入してください。

5 分別管理及び書類管理の方針

GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含む場合は「別添1-2」を
そうでない場合は、「別添1-1」を提出してください。

◎方針書の記入方法（GHG関連情報を含む場合も同じ）

①「日付」は認定申請書の日付と同じ。

②「適用範囲」欄は事業者名（個人の場合は氏名）を記入してください。

③「分別管理責任者」欄は分別管理責任者の氏名を記入してください。

④「分別管理場所を自社で有していない場合」の欄は「山土場」と記入してください。

⑤ 事業者の所有地内に分別管理する場所がある場合は図面を作成してください。

※分別管理責任者には、分別管理等に関して説明責任が生じます。

分別管理責任者は、合法木材・木質バイオマス等の適切な分別管理及び実施状況の点検を責任をもって行わなければなりません。年間の取扱数量・持ち込み先等を書類で管理し、問い合わせや指導があった場合は書面等で説明できるようにしてください。

法令等の違反や不適切な取り扱いが認められたり、指導に従わなかった場合は、認定事業者の取り消しや停止の処分がなされることがあります。

6 その他

- ① 申請書受理後、事業所等を訪問して面談をさせていただきます。
- ② 訪問する際に判別できるよう、図面には、事業者の所在地確認のため近隣の目標物を示してください。（作成例を参照）

7 提出書類一覧

- ① 【別記 1】 認定申請書
- ② 【別記 2－1】 同意書 1（宮崎県造林素材生産事業協同組合宛）
- ③ 【別記 2－2】 同意書 2（宮崎県知事宛）
- ④ 【別添 1－1】 分別管理及び書類管理方針書、または、
【別添 1－2】 分別管理、G H G 関連情報管理及び書類管理方針書
- ⑤ 【別添 2】 誓約書
- ⑥ 【別添 3】 合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者連絡先
- ⑦ 事業所、分別管理場所の図面
- ⑧ 新規申請の場合、名称・住所等が確認できる書類（原本かつ直近 3 ヶ月以内の書類で、法人の場合は履歴事項全部証明書、個人事業主の場合は、住民票）を提出してください。

8 事業者認定手数料について

- ① 宮崎県造林素材生産事業協同組合 組合員 ： 1 万円／3 年間
- ② 同上 組合員外： 5 万円／3 年間

※申請書類受付後、当組合より「認定手数料のお支払いについて」のご案内を送付いたしますので、支払期限内にお振り込みください。

9 事業者認定書の交付について

審査会（通常、奇数月開催）終了後、認定書を交付いたします。
（認定手数料が期限までに入金された場合ですので、ご注意ください。）

【送付先】 〒880-0805 宮崎市橘通東 1 丁目 1 1 番 1 号宮崎県木材会館 2 階
宮崎県造林素材生産事業協同組合
TEL: 0 9 8 5 - 3 1 - 6 3 3 8
FAX: 0 9 8 5 - 3 1 - 6 4 1 8

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する 木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書(継続)「別記1-2」について

継続認定申請をされる方へ

宮崎県造林素材生産事業協同組合

合法木材及び木質バイオマスの証明のための認定申請に関して、提出書類の作成上の注意点を記載します。

☆ 継続（更新）の手続きについては、認定期間の有効期限前（2月初旬頃）に文書（郵送）にてお知らせします。

☆申請者欄

「事業者の名称」は、会社名又は個人事業主の場合の屋号を記入してください。

※また、確実に連絡がとれるようにするため、関係者等の連絡先を

「別添3：合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者連絡先」に記入してください。

1 創業年、従業員数

創業年：林業、または木材の伐採作業を伴う事業を開始した期日

従業員数：代表者除く人数

2 取り扱う木材・木材製品、間伐材及び発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量

過去（3年間）の実績量を記入してください。（該当する単位に○）

3 事業所の敷地、建物及び施設の配置状況

見取り図を作成してください。（「事業所・管理地の図面・作成例」参照）

4 GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定

当該認定を含む場合は、「申請する」の箇所にチェック☑を記入してください。

5 分別管理及び書類管理の方針

GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含む場合は「別添1-2」をそうでない場合は、「別添1-1」を提出してください。

◎方針書の記入方法（GHG関連情報を含む場合も同じ）

①「日付」は認定申請書の日付と同じ。

②「適用範囲」欄は事業者名（個人の場合は氏名）を記入してください。

③「分別管理責任者」欄は分別管理責任者の氏名を記入してください。

④「分別管理場所を自社で有していない場合」の欄は「山土場」と記入してください。

⑤ 事業者の所有地内に分別管理する場所がある場合は図面を作成してください。

※分別管理責任者には、分別管理等に関して説明責任が生じます。

分別管理責任者は、合法木材・木質バイオマス等の適切な分別管理及び実施状況の点検を責任をもって行わなければなりません。年間の取扱数量・持ち込み先等を書類で管理し、問い合わせや指導があった場合は書面等で説明できるようにしてください。

法令等の違反や不適切な取り扱いが認められたり、指導に従わなかった場合は、認定事業者の取り消しや停止の処分がなされることがあります。

6 その他

- ① 図面には、事業者の所在地確認のため近隣の目標物を示すなど、訪問する際に判別できるようにしてください。（作成例を参照）
- ② 申請書受理後、電話等で聞き取りをさせていただく場合があります。

7 提出書類一覧

- ①【別記１－２】認定申請書
- ②【別記２－１】同意書１（宮崎県造林素材生産事業協同組合宛）
- ③【別記２－２】同意書２（宮崎県知事宛）
- ④【別添１－１】分別管理及び書類管理方針書、または、
【別添１－２】分別管理、GHG関連情報管理及び書類管理方針書
- ⑤【別添２】誓約書
- ⑥【別添３】合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する
木質バイオマスの証明に係る事業者連絡先
- ⑦ 事業所、分別管理場所の図面
- ⑧ 認定後に事業者の所在地や名称、代表者の変更等があった場合は、変更内容が確認できる書類（原本かつ直近３ヶ月以内の書類で、法人の場合は履歴事項全部証明書、個人事業主の場合は、住民票）

8 事業者認定手数料について

- ① 宮崎県造林素材生産事業協同組合 組合員：１万円／３年間
- ② 同上 組合員外：５万円／３年間

※申請書類受付後、当協同組合より「認定手数料のお支払いについて」のご案内を送付いたしますので、支払期限内にお振り込みください。

9 事業者認定書の交付について

審査会（３月下旬）終了後、認定書を交付いたします。
（認定手数料が期限までに入金された場合ですので、ご注意ください。）

【送付先】 〒880-0805 宮崎市橘通東１丁目１１番１号宮崎県木材会館２階
宮崎県造林素材生産事業協同組合
TEL: 0985-31-6338
FAX: 0985-31-6418